

C. 商標法の改正

1. 保護対象の拡充

日本では、商標の保護対象を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」としていますが、欧米や韓国、中国などでは、色彩そのものや音等をも商標の保護対象としており（中国は音のみ）、又、実際に日本企業がそれらの権利取得を進めるケースも増加してきており、我が国における色彩や音などに対する商標の保護のニーズも顕在化しています。

また、色彩のみや音等からなる商標、いわゆる「新しい商標」について、登録されれば、差止請求や、損害賠償請求が可能となり、さらに、マドリッド協定の議定書の利用によって、複数国に対して一括して出願できるといった実益などもあります。

そこで、日本においてもいわゆる「新しい商標」を商標の保護対象に追加すべく、商標法の一部改正を行うこととなりました。

具体的には、①色彩のみの商標、②音の商標、③動きの商標、④ホログラムの商標、⑤位置の商標が追加されます。

我が国企業が海外での出願や権利取得を進める「新しい商標」



(特許庁「平成26年 特許法等の一部を改正する法律について」より抜粋)

2. 地域団体商標の登録主体の拡充

現行制度上、地域団体商標の保護する地域ブランドの主体は、事業協同組合やこれに相当する外国法人等に限定されていました。

しかし、近年、地域おこしの観点から、商工会やNPO法人（非営利活動法人）も地域ブランド普及の一翼を担うようになってきていることから、商工会などによる地域ブランドについても地域団体商標として商標権を認めれば、地域ブランドの更なる普及・展開につながるとともに、当該地域ブランドに「ただ乗り」（フリーライド）する者に対して差止請求や損害賠償請求が可能となります。

そこで、商工会、商工会議所及びNPO法人を地域団体商標の登録主体に追加すべく、商標法の一部改正を行うこととなりました。

尚、地域団体商標の登録主体の拡充についての改正規定は既に施行されています（施行日：平成

26年8月1日)ので、地域ブランドの普及に努められている商工会、商工会議所及びNPO法人は、直ちに地域団体商標を出願できます。